

移動等円滑化取組計画書

2019年12月25日

住 所 熊本県上益城郡益城町大字小谷  
1802-2

事業者名 熊本空港ビルディング株式会社

代表者名 代表取締役社長 新原 昇平

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

現国内線旅客ターミナルについては、2020年4月6日をもって供用を終了し、その後解体される予定。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
国内線旅客ターミナル	現国内線旅客ターミナルは2020年4月6日をもって供用を終了し、その後解体される予定。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	現国内線旅客ターミナルは2020年4月6日をもって供用を終了し、その後解体される予定。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	現国内線旅客ターミナルは2020年4月6日をもって供用を終了し、その後解体される予定。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	現国内線旅客ターミナルは2020年4月6日をもって供用を終了し、その後解体される予定。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし
------

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V その他計画に関連する事項

特になし
------

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。